

令和2年4月20日

保護者様

喜多方市立熊倉小学校長 佐藤 明

### 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、熊小安心メールでお知らせしました通り、国からの緊急事態宣言ならびに福島県知事からの要請を受け、喜多方市教育委員会の指示・指導のもと、喜多方市の各小中学校は、4月23日（木）から5月6日（水）まで一斉臨時休業となります。保護者の皆様には、子どもたちの感染予防のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 臨時休業期間 令和2年4月23日（木）から令和2年5月6日（水）まで
- 2 学校の対応
  - (1) 家庭での過ごし方について、休業前に指導をしますが、感染の拡大を防止するため、お子様には不要不急の外出は控えるようお声かけください。
  - (2) 臨時休業期間中の学習については、学級担任より課題が出されますので、計画的に取り組ませるようお願いいたします。
  - (3) 臨時休業期間中の家庭訪問につきましては、予定通り行いますが、ご挨拶程度にとどめたいと存じます。詳細につきましては、学校から配付するお便りをご覧ください。
  - (4) 「児童クラブ未登録児童の学校での受け入れについて」は、4月21日に学校から配付するお便りをご覧ください。なお、教育委員会より連絡があり、臨時休業期間中のデマンドバスの予約については、原則キャンセルとなり、臨時休業期間内に児童クラブ等で利用する場合には、大変お手数ではありますが、利用される保護者の方で直接受付センターまでご予約をお願いしますとのことでした。ご対応の程よろしくお願いいたします。
  - (5) 緊急時の連絡については、熊小安心メールと学校ホームページ等でお知らせします。
- 3 ご家庭へのお願い
  - (1) お子様の検温を日常的に実施するとともに、健康状態のきめ細かな観察をお願いいたします。
  - (2) 次のような症状が見られたら、関係機関へ相談し、学校へも連絡をお願いします。また、家族の方に症状が見られた場合も学校へ連絡をお願いします。

○ 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下の通りになります。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※ ①、②の症状が見られた場合は、速やかに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。〔帰国者・接触者相談センター（会津保健所）TEL0242-29-5203〕

\* ご不明な点等があった場合には、いつでも学校までご連絡ください。  
（事務担当：教頭 齋藤 真二 TEL0241-22-1809）